

函館駅前広場イルミネーション業務
プロポーザル募集要項

平成27年7月

函館市

目 次

1	本要項の位置づけ	-----	1
2	業務内容に関する事項	-----	1
3	プロポーザルに関する一般事項	-----	1
4	手続き等に関する事項	-----	2
5	応募に関する事項	-----	3
6	提案書に関する事項	-----	5
7	審査に関する事項	-----	5
8	契約に関する事項	-----	6
9	その他の事項	-----	7

各種様式

1 本要項の位置づけ

本要項は、函館市が実施する「函館駅前広場イルミネーション業務」の最も適した委託先を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

函館駅前広場イルミネーション業務

(2) 業務概要

はこだて冬フェスティバルにおける「はこだてイルミネーション」の一環として、「函館駅前広場」のイルミネーションを昨年度に実施した。

来年3月には、北海道新幹線が開業することから、実施内容の充実を図り、近年増加する冬季観光客の確実な誘客、函館駅前広場の賑わいを創出します。

(3) 業務内容

ア 函館駅前広場イルミネーションのデザインおよび設計

イ 函館駅前広場イルミネーションの施工・監理

ウ 函館駅前広場イルミネーションの実施期間における維持管理

エ 函館駅前広場イルミネーションの撤去および収納

電球のメンテナンスのほか、降雪時の除排雪など

※ 上記ア～エに関する業務について一括で委託します。

(4) 委託上限額

48,600千円（消費税等諸費用含む。）

3 プロポーザルに関する一般事項

(1) 名称

函館駅前広場イルミネーション業務プロポーザル

(2) 主催者

函館市（以下「市」という。）

(3) プロポーザル方法

プロポーザルは公募方式とします。

(4) 審査委員会

プロポーザルの実施にあたり、市は、「函館駅前広場イルミネーション業務プロポ

一ザル審査委員会」(以下「審査委員会」といいます。)を設置し、審査委員会において最適提案候補者(数人)を選定します。

(5) 最適提案者の決定

審査委員会の審査により選定された最適提案候補者の中から、審査委員会での意見を踏まえ、市が最適提案者を決定します。

(6) 事務局

函館市観光部観光推進課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3396 (直通)

電子メール hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp

(7) プロポーザルの日程

ア 平成27年7月 3日(金)	募集要項の公開
イ 平成27年7月21日(火)	参加申込書・質問書の 提出期限
ウ 平成27年8月 7日(金)	応募書類の提出期限
エ 平成27年8月中旬～下旬	審査および最適提案者決定

※ 応募書類の提出にあたっては、参加申込書の提出が必須です。

4 手続き等に関する事項

(1) 募集要項の公開

ア 公開日

平成27年7月3日(金)

イ 公開方法

函館市ホームページからダウンロードしてください。

アドレス <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015061800023/>

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限

平成27年7月21日(火)午後5時まで

イ 提出方法

持参または郵送とします。

郵送の場合は、平成27年7月21日(金)の消印のあるものまで有効とします。

ウ 提出資料

(ア) 参加申込書(様式1-1)

- (イ) 参加申込書構成員調書（様式1-2）※グループで参加する場合に限ります。
- (ウ) 代表法人等および構成員全員の概要（パンフレット等で可）
- (エ) 参加申込書に受付印を押印のうえ写しをお渡ししますので、郵送による申請の場合は、返信用封筒を同封してください。

エ 提出場所
事務局

(3) 質問書の提出

ア 提出期限

平成27年7月21日（火）の午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式2）により、持参、郵送または電子メールで提出してください。

ウ 提出場所

事務局

エ 回答

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載します。

アドレス <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015061800023/>

(4) 応募書類の提出

ア 受付期間

平成27年7月22日（水）から平成27年8月7日（金）までの土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参または郵送してください。

郵送の場合は、必ず配達証明付き（8月7日午後5時までに事務局に必着のこと）でお送りください。

ウ 提出場所

事務局

5 応募に関する事項

(1) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は、次の要件を満たしていなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。

ウ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。

エ 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

カ 応募者またはグループのうちいずれか1者について、電気工事に関する監理技術者または主任技術者を有すること。

（2）応募に関する留意事項

ア グループで応募する場合は、構成員の中から代表者を定めてください。

イ 1人または1法人で複数の応募をすることはできません。

ウ 1人または1法人で複数のグループの構成員となることはできません。

エ 参加申込書が受理されていなければ応募はできません。

（3）応募書類

応募に必要な資料は次のとおりです。

資料名	提出部数	備考
ア 応募申込書 (様式3-1)	1部	
イ 構成員調書 (様式3-2)	1部	グループで応募する場合のみ
ウ 誓約書 (様式3-3)	1部	グループで応募する場合は、全ての構成員分の提出が必要
エ 類似事業実績書 (様式4-1)	1部	グループで応募する場合は、全ての構成員分の提出が必要
オ 業務受託金額 (様式4-2)	1部	
カ 維持管理体制計画書 (様式4-3)	1部	
キ 提案書	正本1部 副本7部	「6 提案書に関する事項」に基づき作成すること
ク 電気工事に関する資格者証等	各1部	①監理技術者 次の書類の写し ・ 監理技術者資格者証 ・ 監理技術者講習会修了証 ②主任技術者 次の書類のいずれかの写し

		<ul style="list-style-type: none"> ・技術検定合格証明書 (実務経験によるものは経歴書) ・資格者証を有する場合、①と同様
ケ キについて雇用関係を証明できる書類		健康保険証や個人住民税特別徴収税額通知書など直接的な雇用関係にあることが確認できる書類の写し。ただし、上記キの書類により確認できる場合は省略可能。

6 提案書に関する事項

(1) 提案に関する基本事項

次の事項を踏まえ提案してください。

- ア 1度だけでなく何度見ても飽きないような、見た者が函館に対する憧れを抱き、冬季の来函の動機付けとなるようなイルミネーションとする。
- イ 単調にならず動きのあるイルミネーションなど

(2) 提案項目

- ア 提案に関するコンセプト (必須)
- イ イメージパース (必須)
- ウ イルミネーションの設置および撤去に関する計画 (必須)
- エ その他提案に必要な事項 (任意)

(3) 用紙の規格および枚数

- ア (2) ア, イおよびエについて
 - (ア) 提案項目を1枚にまとめ、正本はA1判用紙、副本はA3判用紙とする。
 - (イ) 横づかい片面印刷とすること。
- イ (2) のウについて
 - (ア) A4判用紙とし、複数枚となる場合はクリップ止めすること。
 - (イ) 縦づかい片面印刷とすること。

7 審査に関する項目

(1) 審査委員会

プロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施します。

- ア 照明デザインに造詣のある者
- イ 函館市美しいまちづくり検討会委員
- ウ 函館市職員2名

(2) 第一次審査

提出書類により第一次審査を実施します。

デザイン性などを総合的に審査し、審査委員1人あたり3件程度を第一次審査通過者として選定します。

(3) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した者によるプレゼンテーションにより実施し、最適提案候補者を選定します。

ア 出席者は、一提案者あたり5名までとします。

イ プレゼンテーションは、一提案者あたり20分（説明10分、質疑10分）を予定しています。

ウ プレゼンテーションの詳細は、第一次審査通過者に別途通知します。

エ プレゼンテーションの内容および提出書類を総合的に勘案して審査します。

(4) 審査結果

ア 第一次審査および第二次審査の結果は、審査終了後に通知します。

イ 審査結果に関する異議申し立ては一切受けません。

(5) 審査の視点および配点

ア 第一次審査

第一次審査は、デザイン性、実現性および確実性を総合的に判断し選定します。

イ 第二次審査

第二次審査は、デザイン性、実現性および確実性を個別に評価し選定します。

(ア) 提案の実現性・確実性【40点】

(イ) 提案のデザイン性【60点】

(6) 最適提案者の公表

最適提案者および提案内容は、市のホームページで公表します。

8 契約に関する事項

市は、最適提案者として決定した者と所定の手続きにより「函館駅前広場イルミネーション業務」を委託します。ただし、最適提案者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約します。

なお、業務の委託内容は、締結する委託契約書によるものとしますが、委託期間は平成28年3月末日までとします。

また、委託契約の締結にあたっては、必要に応じてデザイン等の修正を伴う場合があります。

9 その他の事項

(1) 応募費用、応募書類に関する取り扱いは、次のとおりとします。

ア 応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 応募書類に係る著作権は、各応募者に帰属します。

エ 応募書類は、本プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市がこれを無償で複製し、使用することができることとします。

(2) 函館駅前広場イルミネーション業務委託に係る特記事項

別記「函館駅前広場イルミネーション業務委託仕様書」を参照してください。